

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	準中型免許に係る再試験等の導入	
担当部局	警察庁交通局運転免許課	
評価実施時期	平成27年3月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現行の初心運転者期間制度において、都道府県公安委員会は、普通自動車免許(以下「普通免許」という。)の取得後1年間に於いて違反行為をし、一定の基準に該当することとなった者に対して、その者が普通自動車を安全に運転するために必要な能力を現に有しているかどうかを確認するために再試験を行い、再試験を受けた者が当該能力を現に有していないと認められるときは、その者の当該免許を取り消すこととされている。</p> <p>また、現行制度上、普通免許を受けた者で、当該免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して1年に達しないものは、初心運転者標識を付けずに普通自動車を運転してはならないこととされている。</p> <p>新たに設ける準中型自動車免許(以下「準中型免許」という。)については、普通免許同様に18歳で取得できることとしていることから、普通免許と同様に、初心運転者に対する交通事故防止対策の充実を図る必要がある。</p> <p>準中型免許を受けた者で、当該準中型免許を受けた日から1年間(初心運転者期間)に違反行為をし、一定の基準に該当することとなった場合には再試験の対象とする。また、準中型免許を受けた者で、当該免許を受けていた期間が通算して1年に達しないものについては、初心運転者標識の表示義務の対象とする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	現行の道路交通法(昭和35年法律第105号)第71条の5第1項(初心運転者標識等の表示義務)、第100条の2(再試験)及び第104条の2の2(再試験に係る取消し)
想定される代替案	準中型免許を受けて1年以内の者に対して、教習所において貨物自動車に係る運転に必要な知識・技能の向上を目的として、貨物自動車を用いた教習を受けることを推奨することとする。また、準中型自動車の運転について初心運転者標識の表示を努力義務とする。	
規制の費用	各要素の費用	
	(遵守費用)	違反行為をして一定の基準に該当した場合には、再試験を受けなければならない。一定の遵守費用が生じる。また、初心運転者標識の購入等の負担があるが、現行の普通免許を受けた場合も必要があり、新たな遵守費用はほとんど生じない。
	(行政費用)	準中型免許に係る初心運転者期間に一定の違反を行った者に対して再試験を行う事務等が発生するが、既存の普通免許に係る初心運転者制度と一連の体系をなすものであることなどから、新たな行政費用はほとんど生じない。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	
規制の便益	各要素の便益	
	(遵守費用)	再試験制度や初心運転者標識の表示義務を通じ、準中型自動車に係る初心運転者期間内の交通事故やその後における交通事故の防止を図ることができることから、交通事故の抑止効果が期待できる。
	(行政費用)	貨物自動車の運転に係る教習を受けるよう任意の協力を求めるため、当該教習に係る広報、カリキュラムの策定等の事務が発生するが、新たに生じる行政費用は限定的である。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>改正案では、一定の費用は必要となるものの、準中型免許を受けた者に対する初心運転者対策を実施することで交通事故の抑止効果が期待できることとなるため、費用以上の便益があるものと評価することができる。</p> <p>また、改正案と代替案を比較すると、費用の面では両者ともほとんど差がないのに対し、便益の面では、3.5トン以上5トン未満の自動車に係る交通事故を未然に防ぐ効果が期待される改正案は、代替案よりも便益が大きいといえる。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	平成25年9月から平成26年7月にかけて「貨物自動車に係る運転免許制度の在り方に関する有識者検討会」(座長:前田雅英首都大学東京法科大学院教授)において、貨物自動車に係る運転免許制度の在り方に関して幅広く検討が行われ、平成26年7月に報告書が取りまとめられたところ、同報告書において、貨物自動車の運転経験が少ない者に対する安全対策を検討するべきである旨の言及がなされている。	
レビューを行う時期又は条件	本規制によってもなお交通事故の抑止が困難な情勢に至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。	
備考		